

## 千葉県ひきこもり地域支援センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、ひきこもり状態にある者（以下「ひきこもり本人」という）及びその家族等に対する相談・支援機関として、「千葉県ひきこもり地域支援センター（以下「センター」という）」を設置し、ひきこもり本人の社会参加及び自立を促進し、ひきこもり本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は千葉県とする。

ただし、本事業の適切な運営が確保できると認められる民間団体等の事業者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### (対象者)

第3条 本事業の対象者は、千葉市内に居住するひきこもり本人及びその家族等（以下「対象者」という）とする。

2 本要綱で対象とするひきこもりの範囲は、様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則として概ね6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態とする。

### (事業内容)

第4条 本事業は、次の各号に定めるものとする。

#### (1) 相談及び支援事業

対象者からの電話、来所等による相談に応じ適切な助言を行うとともに、家庭訪問及び同行支援等を中心とするアウトリーチ型の支援を実施する。

また、対象者からの相談内容に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐとともに、当該機関と情報交換を行うなど対象者への支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行う。

#### (2) 連絡協議会の設置・運営

相談内容に応じて、適切な支援を行うことができるよう医療・保健・福祉・教育及び労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等、各機関の恒常的な連携の確保を図る。

### (3) 情報発信

リーフレットやホームページ等の作成及び講演会等の実施により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センターの利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知等、ひきこもり対策の情報発信を行う。

### (4) 居場所づくり

ひきこもり本人が社会参加に向けた一歩を踏み出せるよう、自由な時間を過ごしたり、簡単なレクリエーションを通じて、他の利用者と交流したりすることができる居場所を週1回程度提供し、本人の状況に応じて、参加勧奨する。

### (5) その他のひきこもり対策推進事業

前各号に掲げる事業のほか、ひきこもり対策の推進を目的とする事業を行う。

#### (実施体制)

第5条 センターの職員配置は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業責任者を1名配置する。なお、事業責任者は、ひきこもり支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という）を兼ねること、又は第2条により委託を受けた者の運営する他の施設の業務を兼ねることができるものとする。

(2) コーディネーターを4名以上配置し、このうち専門職を1名以上配置するものとする。なお、この場合の専門職とは、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格を有する者、若しくはこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

#### (開所日)

第6条 センターは、原則として祝祭日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの各日、午前9時から午後5時までの間開所する。

#### (開設場所)

第7条 センターの開設場所は、千葉市こころの健康センター内（美浜区高浜2丁目1番16号）とする。

#### (留意事項)

第8条 本事業の実施に携わる職員が留意すべき事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。
- (2) 対象者の個人情報を入手する場合には、個別支援のため関係機関へ個人情報の提供を行う場合がある旨を説明した上で、対象者の同意を得ておくものとする。

対象者の同意が得られない場合についても、対象者が危機的な状況にあると判断される場合には、千葉県個人情報保護条例第8条第1項第3号に基づき、関係機関へ個人情報を提供することを妨げないが、情報提供を受けた関係機関においては、秘密の保持に十分配慮しなければならない。
- (3) 本事業における相談・支援の経過及び事業実績等については、必ず記録を行い、これを適正な方法で管理しなければならない。また、これらの記録は本市から指示があった場合には、速やかに提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、保健福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。